

特殊自動車について

特殊自動車については、道路運送車両法施行規則 第 2 条別表第 1 で、下記のとおり定められています。

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車	小型特殊自動車
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪車、アスファルト・フィニツシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1 つでも該当する場合は大型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h を超える ②長さが 4.7m を超える ③幅が 1.7m を超える ④高さが 2.8m を超える	次の項目に全て該当する場合は小型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h 以下 ②長さが 4.7m 以下 ③幅が 1.7m 以下 ④高さが 2.8m 以下
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が 35km/h 以上	最高速度が 35km/h 未満
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車	—



<p>一般的に「建設機械」と呼ばれるものでも、上記の「特殊自動車」に該当する車両は、右記の課税対象です。忘れず、申告してください。</p>	<p>固定資産税 ⇒償却資産として課税対象になるため申告が必要です。</p>	<p>軽自動車税 ⇒軽自動車税の申告をして、標識の交付を受けてください。</p>
--	---	---

【注意】申告漏れがあった場合は、最大3年分がさかのぼって課税される場合があります(地方税法第17条の5)。

〈軽自動車税〉

フォークリフト、ショベル・ローダ(パワーショベルなど土砂等の掘削、積込みを行う自動車※)、また、農作業用のトラクタやコンバインなどで、「小型特殊自動車」に該当する車両は、公道走行の有無にかかわらず、**軽自動車税の課税対象**となります。

なお、乗降装置がない「手押し式の農業用の作業車」「無人走行するフォークリフト」等の産業機械で、上記「小型特殊自動車」には該当しない場合は、軽自動車税の課税対象ではありません。

〈固定資産税〉

大型特殊自動車は、償却資産として、**固定資産税の課税対象**となります。

※参考(国土交通省 HP)・・・「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について(依命通達)」(自動車局長・平成 25 年 11 月 5 日改正)